

令和 7 年第 2 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

目 次

	頁
議案第 47 号 堺市市税条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 48 号 堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例……………	9
議案第 49 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	11
議案第 50 号 堺市住宅まちづくり審議会条例の一部を改正する条例……………	13
議案第 51 号 堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術 管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例……………	15
議案第 52 号 工事請負契約の締結について [五箇荘東小学校長寿命化改修工事]……………	17
議案第 53 号 物品の買入れについて [高規格救急自動車 4台]……………	23
議案第 54 号 物品の買入れについて [消防行政統合システム機器]……………	25
議案第 55 号 PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の変更 について……………	27
議案第 56 号 PFIによる（仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業に 係る事業契約の変更について……………	29
議案第 57 号 PFIによる（仮称）堺市立第2学校給食センター整備運営事業に 係る事業契約の変更について……………	31
議案第 58 号 市道路線の認定について……………	33
報告第 4 号 堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につい て……………	43
報告第 5 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について……………	47

令和7年第2回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和7年5月23日

堺市長 永藤英機

- | | |
|----------|--|
| 議案第 47 号 | 堺市市税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 48 号 | 堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 49 号 | 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 50 号 | 堺市住宅まちづくり審議会条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 51 号 | 堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術
管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 52 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 53 号 | 物品の買入れについて |
| 議案第 54 号 | 物品の買入れについて |
| 議案第 55 号 | PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の変更
について |
| 議案第 56 号 | PFIによる（仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業に
係る事業契約の変更について |
| 議案第 57 号 | PFIによる（仮称）堺市立第2学校給食センター整備運営事業に
係る事業契約の変更について |
| 議案第 58 号 | 市道路線の認定について |
| 報告第 4 号 | 堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につい
て |
| 報告第 5 号 | 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について |

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条中「扶養控除額」の次に「、特定親族特別控除額」を加える。

第17条第2項第3号中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を「並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第18条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第29条第1項第2号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 法第314条の2第6項の特定親族特別控除額がある者 法第314条の2第1項第12号にそれぞれ定める金額

第33条第1項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）を「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）に、「令和6年新法」を「令和7年新法」に改め、同条第2項及び第3項中「令和6年新法」を「令和7年新法」に改める。

第42条第1項第12号の2中「寄与する」の次に「施設で規則で定めるものの用に供されている」を加え、「で規則で定めるもの」を削る。

第61条第8項中「申告書」を「申請書」に改める。

附則第3条の2第1項中「令和6年4月1日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の施行の日」に、「令和6年新法」を「令和7年新法」に改め、同条第2項中「令和6年4月1日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日」に、「令和6年新法」を「令和7年新法」に改め、同条第3項から第8項までの規定中「令和6年新法」を「令和7年新法」に改め、同条第9項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「令和6年新法」を「令和7年新法」に改め、同条第10項中「令和6年新法附則第15条第3

8項」を「令和7年新法附則第15条第37項」に改める。

附則第3条の2の2及び第3条の2の3中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「令和6年新法」を「令和7年新法」に改める。

附則第3条の10中「規定する特定マンション」の次に「（以下この条において単に「特定マンション」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から前項に規定する期間内に同項の書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第5条の2中「令和6年改正法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）」に改める。

附則第23条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第24条 令和8年4月1日以後に第65条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第65条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、法第466条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。）に係る第66条第1項の製造たばこの本数の計算方法等は、同条第2項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第30条の3に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第13条、第18条及び第29条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和8年1月1日

（2）附則第23条の次に1条を加える改正規定及び附則第6項から第8項までの規定 令和8年4月1日

（3）附則第3条の2第1項の改正規定（「令和6年4月1日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の施行の日」に

改める部分に限る。) 及び同条第 2 項の改正規定(「令和 6 年 4 月 1 日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日」に改める部分に限る。) 並びに附則第 5 項の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 7 号。以下「改正法」という。) 附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日(その日が公布日前である場合にあっては、公布日)
(個人の市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の堺市市税条例(以下「新条例」という。) 第 13 条、第 18 条及び第 29 条の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。)(前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 令和 6 年 4 月 1 日から附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 項第 2 号に掲げる施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第 24 条に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

7 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、新条例第 65 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る新条例第 66 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 2 項及び新条例附則第 24 条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法第 467 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例第 65 条第 1 号アに規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 24 条の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

8 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(都市計画税に関する経過措置)

9 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

堺市市税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の施行に伴う所要の改正等を行うものであること。

- (1) 個人の市民税について、特定親族特別控除の創設に伴い所要の改正を行うもの
- (2) 固定資産税等について、課税標準の特例措置の適用期限の延長等に伴う所要の改正等を行うもの
- (3) 市たばこ税について、加熱式たばこの税額を算定する際の紙巻たばこへの換算方法の見直しに伴う課税標準の特例を定めるもの
- (4) 規定の整備を行うもの

2 施行期日

公布の日（以下「公布日」という。）から施行するものであること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

- (1) 1 (1)に係る改正規定 令和 8 年 1 月 1 日
- (2) 1 (3)に係る改正規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 1 (2)のうち資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和 6 年法律第 4 1 号）の施行に伴う改正規定 同法の施行の日（その日が公布日前である場合にあっては、公布日）

堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を 改正する条例

堺市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表堺市立東陶器こども園の項中「福田」を「陶器北」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部 改正について

1 改正の趣旨

堺市立東陶器こども園を移転することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺旧港交流空間創出事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

堺旧港交流空間創出事業者の選定についての審議等が完了したため、当該審議等に関する事務を行う堺旧港交流空間創出事業者選定委員会を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市住宅まちづくり審議会条例の一部を 改正する条例

堺市住宅まちづくり審議会条例（平成13年条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市住生活審議会条例

第1条中「住宅及びまちづくり」を「住生活」に、「堺市住宅まちづくり審議会」を「堺市住生活審議会」に改める。

第2条第1号中「整備」を「形成」に改め、同条第4号中「住宅及びまちづくり」を「住生活」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の堺市住宅まちづくり審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により堺市住宅まちづくり審議会の委員として委嘱され、現にその職にある者については、この条例による改正後の堺市住生活審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。
- 3 この条例の施行の際、旧条例第5条第1項の規定により堺市住宅まちづくり審議会の会長又は副会長として選出され、現にその職にある者については、新条例第5条第1項の規定により選出された会長又は副会長とみなす。

堺市住宅まちづくり審議会条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

住生活基本法（平成18年法律第61号）等に基づく住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進状況を踏まえ、本審議会における調査審議の内容を、住生活に関する施策の推進について必要な事項とする見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格 並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一 部を改正する条例

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第11号及び第5条第8号中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格 並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 五箇荘東小学校長寿命化改修工事
- 2 工事概要 長寿命化改修工事
長寿命化改修 工事対象延べ面積 約1,603㎡
昇降機棟増築
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺市西区鳳中町9丁4番地26
株式会社大森工務店
代表取締役 大森 啓介
- 4 契約金額 306,350,000 円
うち取引に係る消費税額等 27,850,000 円
- 5 仮契約の日 令和7年4月18日

工事請負契約の締結について

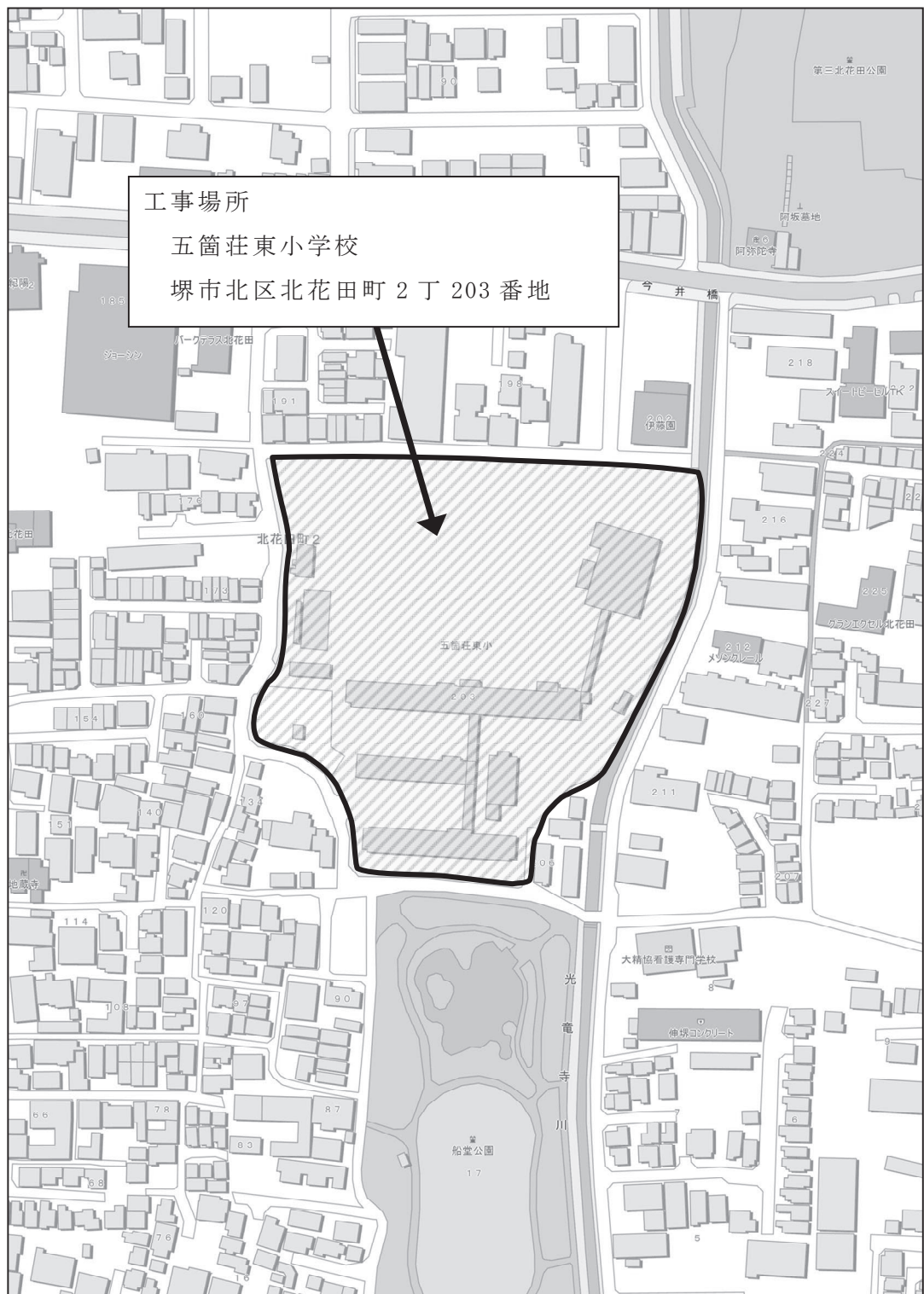
- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和8年9月30日まで
- 3 入札執行日時 令和7年3月26日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
株式会社大森工務店		111	278,500,000	39.856	落札(低入札価格調査の結果)
株式会社隆栄建設		109	274,690,000	39.681	
株式会社山口工務店		110	307,780,000	35.739	
泉宏建設株式会社		103.5	297,954,000	34.736	
株式会社木綿麻建設		106.5	322,650,000	33.007	
日野建設工業株式会社			辞退		
高分子株式会社			辞退		
株式会社国誉			辞退		
堺土建株式会社			辞退		
株式会社イズミクス			辞退		

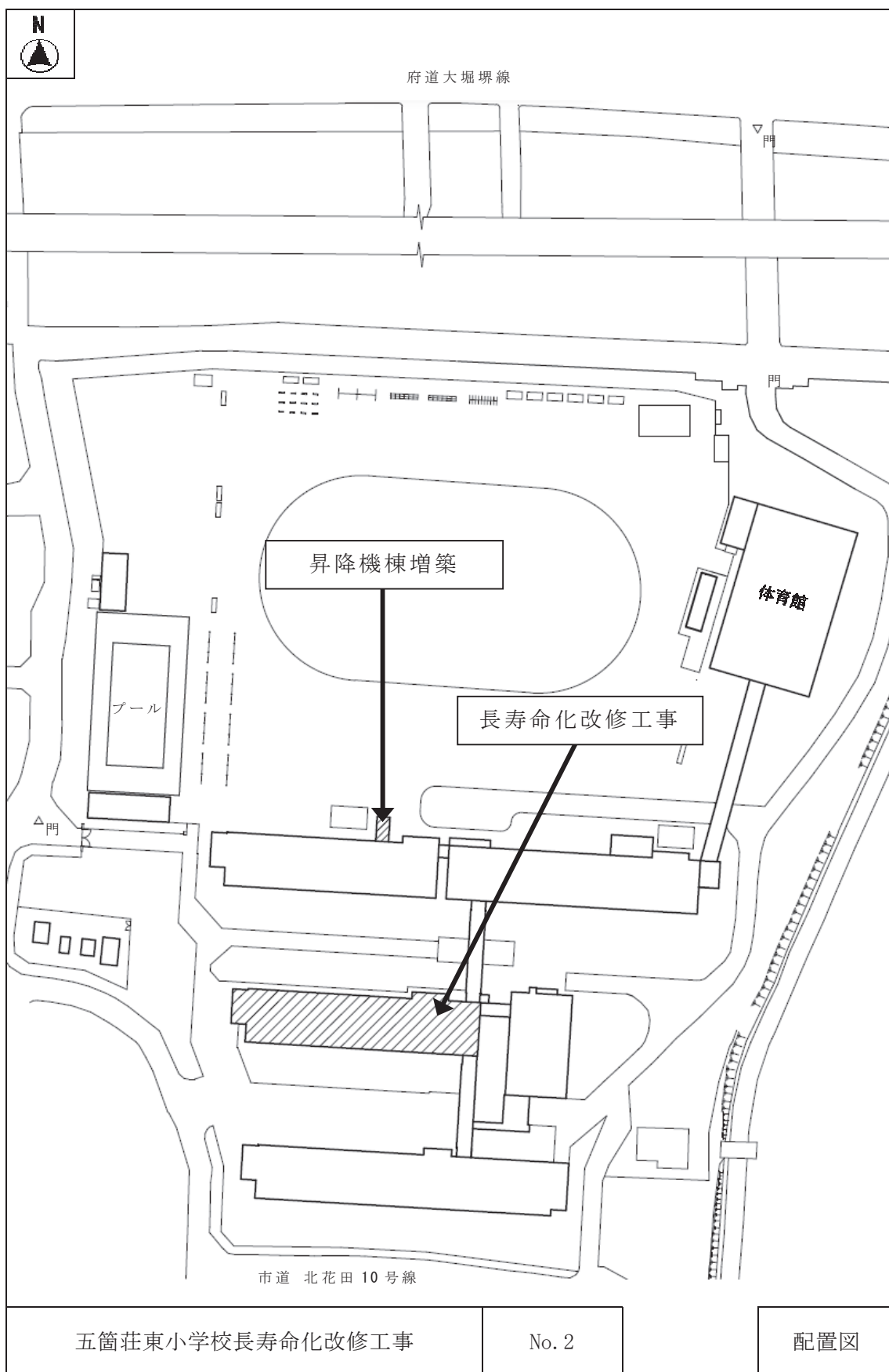
株式会社プライムエコ		辞退		
------------	--	----	--	--

(備考) 予定価格 324,543,000 円、調査基準価格 301,074,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。



付近見取図



物品の買入れについて

次のとおり、高規格救急自動車 4 台の買入れを行うものとする。

- | | |
|---------|---|
| 1 購入先 | 大阪市西区立売堀 1 丁目 7 番 15 号
大阪トヨペット株式会社 法人営業部
部長 村内 敬一 |
| 2 購入金額 | 90,310,000 円
うち取引に係る消費税額等 8,210,000 円 |
| 3 仮契約の日 | 令和 7 年 4 月 11 日 |

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和8年3月31日まで
- 3 入札執行日時 令和7年4月3日 午前10時5分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参 加 者	経 過	第 1 回	備 考
大阪トヨペット株式会社 法人営業部		82,100,000	落札

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

物品の買入れについて

次のとおり、消防行政統合システム中間更新業務のうち消防行政統合システム機器一式の買入れを行うものとする。

- | | |
|-------------|--|
| 1 購 入 先 | 大阪市北区中之島2丁目3番18号
株式会社日立製作所 関西支社
支社長 堀内 浩祐 |
| 2 購 入 金 額 | 1,961,975,785 円（うち取引に係る消費税額等 178,361,435 円）
うち物品の買入れが占める金額
1,102,000,251 円（うち取引に係る消費税額等 100,181,841 円） |
| 3 仮 契 約 の 日 | 令和7年4月23日 |

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 随意契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号による）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から令和9年9月30日まで

PFI による大浜体育館建替整備運営事業に係る 事業契約の変更について

次のとおり事業契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 大浜体育館建替整備運営事業に係る設計、建設、維持管理及び運営
- 2 契約の相手方 堺市西区宮下町 12 番 1 号
つながリーナ大浜 PFI 株式会社
代表取締役 浮穴 浩一
- 3 契約金額 変更前 9,028,883,059 円
うち取引に係る消費税額等 706,516,570 円
変更後 9,082,947,155 円
うち取引に係る消費税額等 711,431,482 円
- 4 仮契約の日 令和 7 年 5 月 15 日

[根 拠]

特定事業契約を締結する場合においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため。

PFI による大浜体育館建替整備運営事業に係る 事業契約の変更について

1 変更する内容

- (1) 物価変動による維持管理及び運営に係る増額
- (2) その他条文の整備を行うもの

2 契約金額の変更 変更額(増) 54,064,096 円

うち取引に係る消費税額等 4,914,912 円

3 変更理由 物価変動に伴い維持管理及び運営に係る金額を変更するもの。

PFI による（仮称）堺市立第 1 学校給食センター 整備運営事業に係る事業契約の変更について

1 変 更 す る 内 容

- (1) 物価変動による維持管理及び運営に係る増額
- (2) その他条文の整備を行うもの

2 契 約 金 額 の 変 更 変更額（増） 139,768,027 円

うち取引に係る消費税額等 12,706,184 円

3 変 更 理 由 物価変動に伴い維持管理及び運営に係る金額を変更するもの。

PFI による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター 整備運営事業に係る事業契約の変更について

次のとおり事業契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 （仮称）堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業に係る施設整備、
開業準備、維持管理及び運営
- 2 契約の相手方 堺市堺区東雲西町 4 丁 2 番 2 号
株式会社堺第 2 学校給食サービス
代表取締役 根本 久雄
- 3 契約金額 変更前 9,738,473,098 円
 うち取引に係る消費税額等 885,315,736 円
 変更後 9,787,261,019 円
 うち取引に係る消費税額等 889,751,001 円
- 4 仮契約の日 令和 7 年 5 月 1 日

[根 拠]

特定事業契約を締結する場合においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため。

PFI による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター 整備運営事業に係る事業契約の変更について

1 変 更 す る 内 容

(1) 物価変動による維持管理及び運営に係る増額

(2) その他条文の整備を行うもの

2 契 約 金 額 の 変 更 変更額（増） 48,787,921 円

うち取引に係る消費税額等 4,435,265 円

3 変 更 理 由 物価変動に伴い維持管理及び運営に係る金額を変更するもの。

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
㊦746	遠里小野浅香山１０１号線	堺区遠里小野町１丁２９番地先 堺区浅香山町３丁６２番２地先		本市施行
㊦093	築港八幡１０１号線	堺区築港八幡町１３８番８地先 堺区築港八幡町１０２番２地先		〃
㊦293	常磐１０３号線	北区常磐町２丁８６番地先 北区常磐町２丁１００番１地先		〃
㊦294	常磐１０４号線	北区常磐町３丁２２９番地先 北区常磐町３丁１４番地先		〃
㊦982	東山６９号線	中区東山１８５番２地先 中区東山１８３番７地先		開発に伴う寄付
㊦745	大美野２０３号線	東区大美野３９番１７地先 東区大美野３９番２０地先		都市計画法第 ３９条による 帰属
㊦889	南花田７２号線	北区南花田町１００番６地先 北区南花田町１００番１２地先		〃

市道認定路線図

整理番号 才746

遠里小野浅香山101号線

凡
例

認定道路

市道認定路線図

03-05

整理番号 千093

築港八幡101号線

138-8

102-2

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

11-09

整理番号 ト293

常磐103号線

86

100-1

凡
例

→ 認定道路

市道認定路線図

11-05

整理番号 ト294

常磐104号線

229

14

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 ㊦982

東山69号線

185-2

183-7

凡
例

→ 認定道路

市道認定路線図

50-04

整理番号 才745

大美野203号線

39-17
39-20

凡
例



認定道路

市道認定路線図

19-07

整理番号 3889

南花田72号線

100-6

100-12

凡
例



認定道路

堺市市税条例の一部を改正する条例の 専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 19 号

堺市市税条例の一部を改正する条例の専決について

堺市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第7項第4号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第56条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の第56条の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

堺市市税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）等の施行に伴う所要の改正等を行うものであること。

- (1) 軽自動車税の種別割の税率について、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部改正により第一種原動機付自転車に新たな二輪車が追加されることを受け、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）において軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分が見直されることに伴う所要の改正を行うもの
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(歴史遺産活用部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
23	7.4.7	247,500	堺市堺区*** *****	* * * * *	令和6年12月6日(金) 午後5時10分ごろ、文化 財課職員の運転する本市 車両が堺市南区大庭寺615 地先丁字路から、市道草部 三木閉線に右折で進入し ようとした際、同市道の同 一車線を走行中の相手方 車両に接触し、損傷させた もの。

(生活福祉部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
20	7.3.31	467,808	堺市堺区*** *****	* * * * *	令和6年6月7日(金) 午後1時50分ごろ、堺市 堺区一条通13-25地先にお いて、府道大阪和泉南線 を北へ走行していた生活 援護管理課職員の運転す る本市車両が一条通交差 点を左折する際、横断歩道 を走行中の相手方自転車 に接触し、相手方を負傷さ せたもの。

(保健所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
24	7. 4. 8	471, 137	堺市南区*** *****	*****	令和6年12月9日(月) 午前9時40分ごろ、堺市 北区百舌鳥梅町1丁27-1 地先において、生活衛生セ ンター職員の運転する本 市車両が府道大阪高石線 を走行中、停止中の相手方 車両に追突し、損傷させた もの。
32	7. 4. 24	93, 860	堺市南区*** *****	*****	令和6年12月9日(月) 午前9時40分ごろ、堺市 北区百舌鳥梅町1丁27-1 地先において、生活衛生セ ンター職員の運転する本 市車両が府道大阪高石線 を走行中、停止中の相手方 車両に追突し、相手方を負 傷させたもの。

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
35	7. 4. 30	409, 512	堺市堺区*** ***** 堺市営***** *****	*****	令和7年2月24日(月) 午前11時ごろ、堺市堺区 *****堺 市営***** *において、2階から14 階の雑排水系統の2階か ら最終桝までの間で発 生した排水管の詰まり により上階の排水が当該 住戸内の台所流し台から 溢れ、相手方所有の家財に 損害を与えたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
27	7. 4. 23	10, 248	福岡県福岡市南区 ***** *****	*****	令和7年1月18日(土) 午後6時30分ごろ、堺市 西区浜寺石津町西3丁3-5 地先において、相手方が市 道浜寺石津西31号線を歩 行中、浮き上がったインター ロッキングブロックの 段差に躓き転倒し、負傷及 び眼鏡を損傷したもの。
25	7. 4. 23	372, 992	堺市中区*** *****	*****	令和7年3月2日(日) 午後2時30分ごろ、堺市 中区深井水池町2917-7地 先において、相手方車両が 市道深井水賀池線を走行 中、対向車とのすれ違いの ため車両を左端に寄せ側 溝上を通行したところ、側 溝蓋が跳ね上がり、左フロ ントドア等を損傷したも の。

(中保健福祉総合センター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
21	7. 3. 31	47, 300	堺市美原区** *****	*****	令和6年11月26日(火) 午前10時55分ごろ、堺市 美原区***** *において、中区子育て支 援課職員の運転する本市 車両が駐車場から出る際、 相手方ブロック塀に接触 し、損傷させたもの。

(西保健福祉総合センター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
36	7. 4. 30	850	堺市西区**** *****	*****	令和6年2月8日(木) 午後3時30分ごろ、堺市 堺区神石市之町18番1号 地先において、西区地域福 祉課職員の運転する本市 自転車が府道大阪和泉泉 南線の交差点を横断して いたところ、直進で南へ走 行中の相手方自転車に接 触し、負傷させたもの。

(警防部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
34	7. 4. 25	65,230	東京都中央区日 本橋3丁目12-2	株 式 会 社 ア ク テ ィ オ 代 表 取 締 役 小 沼 直 人	令和7年1月9日(木) 午後7時10分ごろ、堺市 中区東山65番地1地先 において、府道泉大津美原線 を東へ緊急走行していた 警防課職員の運転する消 防自動車は北垣外・北交差 点を右折する際、停車して いた相手方車両に接触し、 損傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(行政部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
22	7. 4. 4	和解について	本件について相手方 から本市に対して支 払われる解決金 900,000 円	東京都千代田区 神田練堀町 85 番 地	株式会社スタッフ サ ー ビ ス 代 表 取 締 役 阪 本 耕 治

による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 相手方は、本市に対し、本事件解決金として、金 900,000 円の支払義務があることを認める。 (2) 相手方は、本市に対し、(1)に記載の金員を令和 7 年 5 月末日限り、本市が指定する銀行預金口座に振込送金する方法で支払う。なお、振込手数料は相手方の負担とする。 (3) 本市と相手方は、本事件に関し、正当な事由なく、第三者に口外しないことを相互に約束する。 (4) 本件の成立手数料は金 15,000 円とし、本市が金 11,500 円の負担、相手方が金 3,500 円の負担とする。 (5) 本市と相手方の間には、本事件に関し、(1)から(4)までに定めるほかに一切の債権債務がないことを相互に確認する。	相手方が雇用する人材派遣労働者が担当していた業務の事務処理誤りにより、職員の給与等から差し引いた源泉所得税の納付遅延が生じ、本市に堺税務署から不納付加算税等の納付が課された。 本事件については、当該人材派遣労働者による事務処理誤りが原因であり、相手方との派遣契約書第 16 条（紛争の処理解決）において派遣元企業の責任と負担に係る事項についての定めがあることから、相手方と本市の責任割合を確認するため、裁判外紛争解決手続として中立的・客観的な立場である公益社団法人民間総合調停センターにあっせんの申立てを行っていたが、同センターのあっせん人から和解の勧告があり、この内容を検討した結果、これを受け入れ、当事者間の紛争を早急に解決することは妥当であると認められること、また、相手方からも当該勧告に従う旨の意思表示があったことから当該勧告のとおり和解するもの。

3 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
28	7.4.24	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営*****の住宅の明渡し並びに住宅使用料 308,350 円及び住宅使用料相当損害金	堺市西区***** ***** 堺市営***** *****	*****
29	7.4.24	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営*****の住宅の明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市西区***** ***** 堺市営***** *****	亡***** 相 続 人
31	7.4.24	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営*****の住宅の明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市西区***** ***** 堺市営***** *****	亡***** 相 続 財 産

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 308,350 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 308,350 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和6年11月14日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和6年8月25日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
33	7.4.24	訴えの提起について	堺市北区***** *****堺市営***** *****の住宅の明渡し並びに住宅使用料 338,400 円 及び住宅使用料相当 損害金	堺市北区***** ***** 堺市営***** *****	*****
30	7.4.24	和解について	堺市西区***** *****堺市営***** *****の住宅の明渡し並びに住宅使用料 44,300 円 及び住宅使用料相当 損害金	堺市西区***** ***** 堺市営***** *****	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市北区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 338,400 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市北区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 338,400 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 本市は相手方に対し、本件住宅に関する令和6年8月31日に効力を生じた入居承認取消処分を撤回する。 (2) 相手方は本市に対し、本件住宅の令和7年5月分以降の月額使用料について、当月分を当月末日までに納付することとし、滞納しないことを誓約する。 (3) 前項に反し相手方が本件住宅の月額使用料を2か月分滞納した場合、本市は相手方に対し、あらためて意思表示を要することなく、本件住宅の入居承認処分を取り消す。 (4) 前項により本件住宅の入居承認処分が取り消された場合、相手方は本市に対し、直ちに本件住宅を明け渡す。 (5) 相手方が前項に基づく本件住宅の明渡しを懈怠した場合、相手方は本市に対し、本件住宅の使用料の滞納額及び入居承認処分取消日の翌日から本件住宅の明渡し済みまで、本件住宅の月額使用料と同額の割合による使用料相当損害金を支払う。 (6) 本市は、本件訴えを取り下げ、相手方はこれに同意する。 (7) 訴訟費用は各自の負担とする。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。そのため、入居承認を取り消し、同住宅の明渡し並びに住宅使用料 88,600 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当損害金の支払を求めて令和7年1月17日に提訴し、大阪地方裁判所堺支部で審理が進められていたところ、相手方から住宅使用料の一部の支払があり、住宅使用料の残額は 44,300 円になった。さらに、相手方から住宅使用料の残額及び住宅使用料相当損害金の支払申出と和解の要望があったため、今般、同裁判所から和解提案が出された。当該和解提案の内容を検討した結果、住宅使用料の残額及び住宅使用料相当損害金の支払がなされるのであれば、これを受け入れることは妥当であると認められるので、当該提案のとおり和解するものである。

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
37	7. 5. 1	和解について	堺市堺区***** *****堺市営** *****の住 宅明渡し並びに住宅 使用料 437, 400 円及 び住宅使用料相当損 害金	堺市堺区*** ***** 堺市営***** *****	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 相手方は令和6年4月分以降の本件住宅使用料の支払義務があることを認め、毎月末までに本市に支払う。 (2) 相手方は本市に対し令和6年12月分まで本件住宅の使用料滞納額として金437,400円の支払義務があることを認め、初回金17,400円、残りを21回に分割し、毎月末までに本市に支払う。 (3) 相手方は令和7年5月以降の当月分本件住宅使用料の支払を2回以上怠り、かつ、その額が10万円に達したとき、又は使用料滞納額分割支払を2回以上怠り、かつ、その額が4万円に達したときは、本市から相手方に対する何らの意思表示を要せず、本件住宅の賃貸借契約は解除となる。 (4) 本件住宅の賃貸借契約が解除されたときは、相手方は直ちに本件住宅を明渡し、契約解除日までの住宅使用料滞納額、並びに契約解除日翌日から明渡し済みに至るまでの使用料相当の損害金を本市に支払う。 (5) 本市は今回に限り賃貸借契約の解除を撤回し、引き続き賃貸する。 (6) 本市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。 (7) 訴訟費用は各自の負担とする。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営***** *****の入居名義人である相手方の*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。そのため、入居承認を取り消し、同住宅の明渡し並びに住宅使用料437,400円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当損害金の支払を求めて令和6年11月6日に提訴し、大阪地方裁判所堺支部で審理が進められていたところ、今般、同裁判所から和解提案が出された。当該和解提案の内容を検討した結果、これを受け入れることは妥当であると認められるので、当該提案のとおりに和解するものである。

4 市長の専決事項の指定第5項

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
26	7. 4. 23	浜寺小学校校舎改築工事	堺市西区宮下町 12 番 1 号	堺 土 建 ・ 藤 木 組 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 堺 土 建 株 式 会 社 代 表 取 締 役 下 川 好 隆 他 の 構 成 員 株 式 会 社 藤 木 組 代 表 取 締 役 藤 木 幸 生	変更前 2,404,325,473 円 (消費税額等 218,575,043 円) 変更後 2,414,853,573 円 (消費税額等 219,532,143 円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
10,528,100 円 （消費税額等 957,100 円）	工事車両（重機）の搬出入に伴う必要経費等の増額	校舎新築時における工事車両（重機）の搬出入に関して、車両通行ルート上の軌道敷を通行する際、軌道沈下のおそれがあることから、阪堺電気軌道（株）との協議の結果、養生のうえ夜間搬出入を行う必要が生じたため、増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が生じた結果、減額となる。 以上のことから、相殺の結果、増額変更を行うものである。

**令和 7 年第 2 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 1）**

令和 7 年 5 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-25-0065

